

平成19年 第9回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年5月24日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成19年5月24日

東京都教育委員会第9回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第54号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

～第55号議案

2 報 告 事 項

- (1) 平成20年度東京都立高等学校等入学者選抜の日程について
- (2) 平成20年度東京都立特別支援学校幼稚部及び高等部等の入学相談日等について
- (3) 東京都学校経営支援センター業務に関する校長アンケート調査結果について
- (4) 平成18年度卒業式及び平成19年度入学式の実施状況について
- (5) 主幹の任用、配置等の見直しについて

委員長 木村 孟
(欠席)

委員 鳥海 巖

委員 米長 邦雄

委員 内館 牧子

委員 高坂 節三

委員 中村 正彦

事務局(説明員) 教育長(再掲) 中村 正彦

次長 松田 二郎

総務部長 志賀 敏和

学務部長 新井 清博

人事部長 松田 芳和

福利厚生部長 橋本 直紀

指導部長 岩佐 哲男

生涯学習部長 三田村 みどり

人事企画担当部長 直原 裕

教育政策担当参事 石原 清志

学校経営指導・都立高校改革推進担当参事

森口 純

特別支援教育推進担当参事 荒屋 文人

(書記) 教育政策室政策担当課長 小菅 政治

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長職務代理者】 おはようございます。ただいまから平成19年第9回定例会を開会いたします。

本日は木村委員長から欠席の届出をいただいておりますので、職務代理者として私が議事を進めさせていただきますので、よろしく御協力お願いいたします。

それでは、取材と傍聴でございます。本日は毎日新聞社外4社、計5社からの取材の申込みと、個人は7名から傍聴の申込みがございました。また、MXテレビから冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長職務代理者】 それでは、本日の会議録の署名人を高坂委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長職務代理者】 前々回、4月12日の第7回定例会の会議録については前回配布いたしまして御覧いただいたと思います。よろしければ御承認いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。それでは、第7回定例会の会議録については御承認をいただきました。

次に、前回4月26日の第8回定例会の会議録がお手元に配布されていると思いますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと思います。

次に、非公開の決定でございますが、本日の教育委員会の議題等のうち、第54号議案及び第55号議案につきましては、人事等に関する案件ですので、非公開といたしたいと思います。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。

ました。ただいまの件につきましては御承認をいただきました。

報 告

(1) 平成20年度東京都立高等学校等入学者選抜の日程について

【委員長職務代理者】 それでは、報告事項(1)平成20年度東京都立高等学校等入学者選抜の日程についての説明を学務部長、お願いいたします。

【学務部長】 それでは、報告資料(1)を御覧ください。平成20年度全日制都立高等学校等入学者選抜の日程でございます。

これにつきましては、私立学校、公立中学校及び都立学校が調整し、合意した内容でございます。

推薦に基づく選抜及び学力検査に基づく選抜とも、実施日については固定化をしておりますので、例年どおりの日程となっております。結果として今年度は土曜日、日曜日が実施日になるという状況でございます。その他、手続日につきましては、平日等の準備期間を考慮いたしまして配置をしております。基本的には昨年度と大きな変更はございません。

なお、都立高等専門学校及び帰国生徒対象の実施日については、一次募集の学力検査の前に実施をいたします。これについては都立高校との併願はできますが、どこかに合格した場合はそれ以降の都立高校への受検はできなくなります。

また、今年度から、都立白鷗高校の附属中学校が開校3年目を迎えて、併設型の中高一貫校でございますから、いわゆる内部進学のほか外部からの募集も実施することになります。これにつきましては高等学校部門での入学選抜ですので、今までお話しした日程の中で実施をしていくことになります。

詳細につきましては、9月に作成いたします入学選抜実施要綱で明らかにする予定でございます。

なお、中高一貫校の中学部分の入学者決定に関する日程及び要綱につきましては、6月の教育委員会で報告をさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員長職務代理者】 ただいま報告事項（１）につきまして学務部長から説明がございましたが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——どうもありがとうございました。本件につきましては報告を承りました。

（２）平成２０年度東京都立特別支援学校幼稚部及び高等部等の入学相談日等について

【委員長職務代理者】 次に、報告事項（２）平成20年度東京都立特別支援学校幼稚部及び高等部等の入学相談日等についての説明を学務部長、お願いいたします。

【学務部長】 報告資料（２）でございます。平成20年度の東京都立特別支援学校幼稚部及び高等部等の入学相談日についての報告をさせていただきます。

特別支援学校の入学相談の詳細につきましては、一昨年度までは9月以降に発表していたところでございますが、都立永福学園養護学校のような新しいタイプの学校ができることなどによりまして、事前相談の充実を図る必要が高まるとともに、中学校への周知期間も確保することが重要であるということから、昨年度から都立高校の入学選抜の日程と同時期に入学相談日を発表し、6月には詳細を発表するようにしています。

今回、日程で昨年度との大きな変更点は、知的障害特別支援学校高等部の職業学科及び普通科の職業コースの相談日の日程を大幅に前倒ししたことでございます。資料ですと、4及び5の日程です。例えば4の職業学科前期の昨年の出願期間が、11月20日から22日までだったものを今年度は11月5日から7日に、職業コースにつきましても、1月10日から12日だったものを12月10日から12月12日というように前倒しをしております。これに伴い、相談日も資料のとおり日程を前倒ししています。

これにつきましては、職業学科の相談日を前倒しすることによって、これらの学科等の入学許可予定者の発表日より後に知的障害特別支援学校高等部普通科の出願日が来るようにして、相談者の負担軽減を図ったものです。昨年度の日程でいきますと、

例えば3の知的障害特別支援学校高等部普通科の出願日が1月10日から12日となっております。一方、職業学科の入学許可の発表が1月31日になっておりますので、職業学科等に出願する場合、普通科と併願をしなければならないという状況にありました。今年度につきましては、1月11日より以前の1月9日に知的障害養護学校高等部の職業学科及び職業コースの入学許可予定者の発表を行うことによりまして、併願の手間等をかけないで済むようにして、相談者の負担軽減を図ることにしたものでございます。

その他については、ほぼ昨年度どおりの日程で実施をいたします。

なお、聴覚障害特別支援学校幼稚部の日程で、1月29日又は1月30日と書いてありますが、これは都立大塚ろう学校が三つの分教室を持っておりまして、校長がそれぞれの分教室に出向いて入学相談を行わなければならないため、本校と品川分教室が29日、杉並分教室と江東分教室は30日に実施するというところでございます。

本日は入学相談の日程等を報告させていただきましたが、入学相談の詳細につきましては、後日改めて報告をさせていただきます。

報告は以上でございます。

【委員長職務代理者】 それでは、報告事項（2）について学務部長から説明がございましたが、何か御質問、御意見ございませんか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——どうもありがとうございました。それでは、ただいまの報告事項（2）につきましては報告を承りました。

（3）東京都学校経営支援センター業務に関する校長アンケート調査結果について

【委員長職務代理者】 それでは、報告事項（3）東京都学校経営支援センター業務に関する校長アンケート調査結果について、学校経営指導・都立高校改革推進担当参事、お願いいたします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 報告資料（3）東京都学校経営支援センター業務に関する校長アンケート調査結果について、御報告をいたします。

調査の目的ですが、昨年4月に学校経営支援センターが開設し1年たつことから、業務に対する校長の評価を把握し、その検証を行うとともに、今後の業務改善に生かしていくということでございます。

調査の方法ですが、本年2月から3月にかけて全都立学校263校の校長に対して無記名のアンケートを行いました。回収率は70.7パーセントでございます。項目としては、経営支援室業務に関しては19項目、管理課業務については16項目、良好、普通、もう一步、改善必要の4段階の評価で、実施しております。

4の調査結果からの全体的な評価でございますが、経営支援室業務については、学校の実態や課題を踏まえた的確な助言や支援を受けられたこと、授業改善、生活指導、人事異動など様々な問い合わせや相談に対してもきめ細かく対応してもらえたこと、教員の服務事故や生徒の事件・事故など緊急時にも適切に対応してもらえたことなど、全体的に肯定的な意見がございました。

一方、本庁及び学校経営支援センター間の役割分担や連携、窓口など、改善を求める意見もございました。

管理課業務につきましては、旅費支給事務などの庶務事務、物品買い入れなどの経理事務、施設修繕などの事務処理について、適切に対応しているとの肯定的な意見がありました。

一方、物品の納品や手当支給までの期間の短縮、事務手続の簡素化や集約化による事務量の軽減など、まだ改善の余地があるとの意見がございました。

資料2枚目の概要を御覧いただきたいと思っております。

経営支援室業務ですが、学校経営支援センターができて、以前より学校の実態に応じたきめ細かな支援を受けることができたという項目に対して、評価としては、学校訪問等により学校の実態を観察し、校長の構想等も詳細に聴き取っており、それぞれに合ったきめ細かな支援があった。また、学校経営の課題をよく把握しており、問い合わせにも懇切丁寧、適切に対応し、円滑な校務運営ができたという意見がございました。改善点では、学校訪問の回数は増えたが、実態把握の面でもっと現場感覚を持ってほしい。支援によっては指導的な姿勢を感じることもあったという意見がございました。

2番目の学校経営支援センターができて、以前より教育課程について学校の特色や実態等に応じた支援を受けることができたという項目についての評価としては、特色ある教育課程の編成に当たり、その都度、センターに相談し、適切な支援を受けて業務を円滑に遂行できた。また、教育課程上の課題を的確に把握していて、相談がしやすく、適切な支援を受けたという意見がございました。改善点としては、特別支援学校の課題にも対応できるスタッフを配置してほしい。センターだけで話が終わらないこともあったという意見がございました。

次に人事異動ヒアリング等において校長の人事構想を実現しやすくなったという項目に関してですが、良好が55パーセントと高く、きめ細かく聴き取りを行っており、校長の人事構想がほぼ実現できた。また、情報交換の機会が多くなり、きめ細かさが増して質的にも向上した人事異動であったという意見がございました。改善点としては、校長の希望どおりにならない異動もあった。都や学校に貢献した教員の転出先について、本人の事情や希望に配慮してほしいという意見がございました。

経営支援室業務については、おおむね良い評価で、従来の本庁機能を学校経営支援センターで総合的に行うことができたという大方の意見がございました。

一方、管理課業務ですが、旅費事務に関する質問には、年度当初は間違いがあったが、現在は円滑に運営されている。また、旅費の計算・電算入力が正しく行われており、学校で間違いがあった場合も速やかに対応していたという評価がございました。しかしながら、旅費請求の書類の提出期限が早過ぎるので、余裕を持った日程にしてほしい。入力ミス等があるので、確認をしっかりとしてほしいという改善の意見がございました。これは良好が6パーセントで、普通が52パーセントでございます。

物品の契約を学校経営支援センターに集約したわけですが、物品は適切に納品されているの項目については、学校経営支援センター契約になり、物品購入の落差金が多く出て、予算に余裕ができた。学校側の事情に合致させるよう努力しており、至急の納品にも対応できたという評価がございました。一方、おおむね2か月で納品されているが、請求から納品までの期間を更に短縮してほしい。年度当初は、業者から納品日の事前連絡がないこともあったなどの改善の意見がございました。

次の質問です。学校経営支援センターに技術職員を配置して各学校に派遣しており

ますが、気軽に施設関係の技術的な相談ができるという項目に対しての評価としては、専門的なことだけでなく、初歩的なことについても気軽に相談できる身近な存在になっている。施設要望の際には、必ず技術担当の職員が来校し、親切、丁寧に相談に乗っているという意見がございました。改善点としては、管理課施設係と経営支援室施設担当が分かれており、年度当初は、職務分担が分かりにくい。支所に技術職員を配置してほしいなどの意見がございました。

最後の質問です。契約やアウトソーシングの導入等の事務の集約により学校の事務量が軽減されたという項目に関しては、改善が必要、もう一步を合わせて88パーセントでした。評価としては、アウトソーシングや集中化により、契約書類等の作成が少なくなり、全体として事務量が軽減されたという意見がございました。改善点としては、集中化により事務量は軽減したが、経営企画の事務が増えたので、更に事務の軽減を進めてほしい。授業料未納への督促や入学選抜事務なども学校経営支援センターなどで行ってほしいという意見がございました。管理課業務につきましては、従来、学校で行っていた事務を集約するという新しい方法になりましたので、年度当初は相当トラブルがございました。また、学校経営支援センター及び学校とも、職員が不慣れだったということもありましたが、それぞれ年度途中で改善に努めております。

資料の1枚目に戻りますが、今後の対応につきましては、今回のアンケート結果につきましては、各学校経営支援センター間で共有し、更に事務の簡素化、効率化を進めてまいりたいと思います。開設1年目の業務ということで、年度当初は混乱などもあったと思いますが、この結果を真摯に受けとめ、また一層の改善に努めてまいりたいと思います。

説明は以上です。

【委員長職務代理者】 それでは、報告事項（3）学校経営支援センターの業務に関する校長アンケート調査結果について、ただいま学校経営指導・都立高校改革推進担当参事から報告がありましたが、何か御意見、御質問ございますか。

【委員】 報告資料（3）の1ページにまとめてあるものですが、4に調査結果からの全体的な評価というところがございますね。アとイとあって、アの最後に、全体的に肯定的な意見があった。（2）の方についても肯定的な意見があったと書いてあ

りますね。当然ですが、一方でイは違うことが載っています。

そこで、学務部長にお聞きしたい。なぜかという、そもそも学校経営指導・都立高校改革推進担当参事は4月1日に異動していますから学務部長が実際にやったことで、1年間の成果がここに問われているわけです。この功績によって学務部長になったのか、それとも問題点があるのか、質問を幾つかしたいと思います。よろしいですか。

やはり、学務部長に答えてもらいたいというのが私の本心なのです。ただ、質問によっては学校経営指導・都立高校改革推進参事が答えて結構です。

私、教育委員として、学校経営支援センターというものが非常に大事なものであるから、つくったことが良かったのか、機能しているのか、それとも、かえって悪かったのか、改善するべきところがないかということは非常に大きな問題だと思います。ですから、これは率直に本当のことを全部定例会で話して、しかし、それはこうである、ああであるとやっていきたいと考えております。

まず、2枚目のグラフが出ている。これは非常に丁寧につくってあると思うのですが、左の3番目のところ人事構想については、良好が55パーセントなのです。このアンケートの中で55パーセントが良好だと答えたのはこの項目だけなのです。これは本当に校長が評価したと思うのです。ですから、こういった結果が出たと思うのです。これはどこに一番大きな問題があるか、なぜこうなっているかという、恐らくこれは人事部長が優秀だからだろうと思います。人事部がとにかく一生懸命やってくれたからこういうことになったのだろうと私は思います。これは高く評価します。もちろん改善する点も多々あるとは思いますが、ここは非常にいいと思うのです。

今度は右の方の一番下です。四つある一番下のところを見ますと、もう一步という人が39パーセントある。改善の必要があるという人も49パーセントいるということは、両方足すと大変な数字になるわけです。そうすると、校長が何を言いたいかという、人事部は頑張ってくれたけれども、こちらの方は、はっきり言って困ると言っているわけです。特に校長アンケートをこちらから出せば、無記名であるといっても行政職に対してどちらかという受けのいい答えを出すのが普通だろうと思うのです。しかし、こういうことになったのはどこかという、やはり事務というものを合理化し

過ぎたために、学校経営支援センターの業務も忙しくなっている、学校も事務職がいなくなってしまうという弊害がここに極端に出たものだろうと思うのです。

しかし、評価では全体として事務量が軽減されたとあります。右の方の文章で、アウトソーシングや集中化により、契約書類等の作成が少なくなり、全体として事務量が軽減されたと書いてあります。これはまるっきりだめで、これがこのままマスコミを通じて発表されたのでは目も当てられません。軽減されたのではなくて、かえって忙しくてとんでもないことになってしまった。これを認めていただきたいのだと思うのです。

【学務部長】 この部分でございますが、少なくとも契約事務やアウトソーシングによる旅費の計算などの事務が学校からなくなったことは事実でございますので、その部分について事務量が軽減されたのは客観的事実だと思っております。ただ、学校事務職員は減っております、一方、授業料の未納督促や入学選抜等、学校に残っている事務もあって、その辺のバランスから、負担が軽減されたという印象がなかなか持てないのではないかと。それから、特に契約等に関しても年度当初は若干混乱があったり、旅費の計算についても問い合わせ等が多かったりということで、年度当初は混乱がありましたので、その時の印象が強く残っているのではないかと推測しています。

事務を集中化する仕組みを作り、学校から事務を引き揚げたことは事実でございますので、その分での事務量の軽減はあったという表現で御理解いただきたいと思えます。

【委員】 それでは、そういう部分に関して軽減されたけれども、ほかの業務については、仕事の量が大変増えて多忙であるということをごに付け加えていただきたい。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 先ほど学務部長からお話がありましたが、例えば1校当たり年間に旅費事務については1,402件、手当は4件ぐらい、修繕関係は26件、清掃や点検などの年間契約が29件それぞれ減っております。1所当たり年間契約がスクールバスも含めて1,000件ぐらいございました。1,000件あったものが、そもそも集約化することによって400件程度に減っております。備品購入に関

しても学校経営支援センターで1本化して契約しています。こうした部分は確実に、件数も減っております。手続も減っております。書類作成も減っております。それから、落差金に関しても予定価格を過去の落札価格で設定をするなどした結果、落札率は学校で契約していたときよりも低くなっております。場合によっては委託契約で今までの契約金額の29パーセントの金額になったというものもございました。また、学校経営支援センターでの契約によって、希望制で全都的に業者を参加させるとか、新規加入業者を入れるとかという工夫をすることでも、契約金額は減っております。

しかしながら、2カ月で入らない緊急のもの、特殊なものについては学校で契約できることになっており、そういった事務は増えています。それに伴って、帳簿を付けるとか、そういう簡易な事務は増えておりますが、複雑な事務に関しては学校経営支援センターで契約を行っておりますので、事務量は減っております。

また、調査項目が少しあいまいなところがあったのですが、契約事務に関しては確実に減っております。それ以外の福利厚生であるとか共済関係については学校経営支援センターでは行っておりませんので、今までどおり都庁に来なければいけない。先ほど授業料の未納者への督促を学校経営支援センターで行ってほしいという意見がありました。督促や減額、免除に関しては対象者が年々増えておりますので、この事務は増えております。

また、調査が非常に多く、大分絞ってはいるのですが、依然として減らない、時期が集中するといった背景があります。また、契約事務に関しても確実に減っていると思いますが、学校経営支援センター契約にすることで、入念な確認作業等が必要になりますので、学校側からすると負担感はあるのかと思いますが、いずれにしましても、改善できるものであると思っております。

【委員】　　そういう説明をされると、私も発言しづらいもので、説明を手短によろしくお願ひしたい。私は学務部長に聞いているのですから。

それでは、右の方のグラフの2番目、物品は適切に納品されているかどうかということについて校長たちの答えは、良好と答えた人は2パーセント。これに対して、もう一歩だという人が33パーセント、改善が必要だと答えた人が15パーセント、これを合わせると約50パーセントの校長がもう一歩、あるいは改善してもらいたいと訴えて

いる。「普通」と書いてあり、「普通」をどう見るかということですが、校長のアンケートで、通常、「良好」か「やや良好」と答えるところを、「普通」と答えたということは、そこにはある種の意思が入っているはずなのですが、それを仮にゼロとしましても、「改善必要」、「もう一步」が50パーセントになっている。

そこで、評価というのがあって、センター契約になり、物品購入の落差金が多く出ている、予算に余裕が出た。この予算というのは学校に還元しているのですか。それとも、学校に還元しないで、都に戻したということなののでしょうか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 契約に際しては、実勢価格又は定価から2割落とした金額で予定価格を設定いたします。そのため、定価より4割ぐらい落ちた金額で契約できます。その落差金については、一定の時期に、学校が再度必要な物品を購入できるようにしております。また、学校で購入物品の予定がない場合には予算として返すということもございます。

【委員】 非常に細かいことをお聞きしますが、それぞれ個性ある、特色ある学校を200校つくり出すというのが一番基本的なスタンスですので、200校の学校があれば、200の個性があるわけです。

例えば学校の窓ガラスが割れてしまった、直したい、こういうことが突然出てくる場合もあるのです。これは小さな話ですけれども、ガラスが割れてしまった、直したい。しかし、これは校長が直すことができない。学校経営支援センターにお尋ねしなくてはならない。許可が要る。このような細かいことについてはどうですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 修繕についてもアウトソーシングされておりますので、学校から連絡して指定業者が修繕に当たるということになっております。その分も従来は学校での契約でしたが、学校経営支援センターで契約されていますので、その分の事務は確実に軽減されております。しかし、年度当初につきましては、従来各学校に入っていた業者がアウトソーシング業者に登録されていない場合があります。昨年7月からそういった業者も積極的に入れるようになって、身近な業者が対応できるようになりました。修繕の金額が業者から早期に出てこないとか、そういったトラブルはございましたが、アウトソーシング業者と指定業者との調整をとりまして、円滑にいくようになっているところです。

【教育長】 窓ガラスが割れたなど緊急事態のときに、学校経営支援センター経由で業者に発注するわけではないのでしょうか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 はい、学校経営支援センター経由ではなく直接アウトソーシング業者に学校から連絡いたします。

【教育長】 私も実務は分からないのですが、私が理解しているところでは、学校経営支援センターで業者を年度当初、窓ガラス1枚だと例えば幾らと決め、これに登録する業者に手を挙げてもらう。そこに登録してある業者に各学校が電話をして、窓ガラス3枚割れたからお願いしますという仕組みになっています。

【委員】 一つだけ聞きたいのですが、納品がおおむね2か月と書いてあるのですが、何でそんなにかかるのですか。今日頼んだら明日来る業者もありますね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 集中化のメリットのためには、各学校で共通するものについては事前に申込みをして、集約して発注をします。そのことによってかなり安くなります。その手続としては、例えば学校に対して業者の希望を確認したり、そういったことを全部踏んでいきます。それから業者が決まって、契約をして、実際納品するまではおおむね2か月かかるということです。年間で予定されているものを計画的に買えば、経費削減のメリットは十分あります。ただ、先ほど申し上げました緊急時のものとか、集中化になじまないものとか、そういうものについては学校で契約できるようになっています。

今まで学校では、各学校の事情で契約の時期や納品の時期を決めるといったことがありましたが、学校経営支援センター契約の場合は集約化のメリットを生かすため、年間で計画的に契約しています。納品までの期間の短縮についても今後検討していきたいと思います。いろいろな手続上の問題もありますし、業者の都合もありますが、学校からすると2か月というのが不満だということは認識しております。

【委員】 それはできるだけ短くするようにしてください。

【委員長職務代理者】 このアンケートをやったことは非常にいいのだけれども、設置からまだ1年しかたっていない。初めて取り組んだ仕組みです。この評価というのは、あなたたちが自分に対してしている評価であって、そういうことではなくて、現場から来ている声をどのように改善していくかということが、こういう仕組みを進

化させていくために一番必要なのです。だから、そこに焦点を当てないと、先ほどのような質問になってしまうわけです。だから、基本的に改善点について、恐らく最後のほとんどが改善されていないと見るのが当たり前だろうし、そこら辺の改善点にもっと光を当てて、現場主義でいけば現場の声を聞かなければいけないわけです。各学校によって全部違いますから、それを具体的に聞いて一つ一つつぶしていかないといけないのです。

それから、アウトソーシングしているものがあるならば、アウトソーシングをしている先の評価をどうするかということが一番大切なことなのです。だから、そういうことにもっと光を当てた方がいいと思います。そうでないと、自分が作った仕組みが良かったということで、メディアもそのように書いてくれればあなたたちはいいかもしれないけれども、そうではなくて、現場が良くなければいけないのだから、もっと視点を変えないといけないと思います。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 これに関しては、毎月、実際の事務を行う経営企画課（室）長会が学校経営支援センターごとに開催されています。この中で既に現場の要望については十分聞いておりますし、学校側からの個別な要望にもこたえておりますが、やはり改善の余地が相当あると思います。私も現場にいた経験から2年目になって少し良くなっていると思っています。

【委員長職務代理者】 要するに評価の書き方が、いかに改善するかというところにスポットを当てて書けば、これに対する書き方も随分変わってくるわけです。まだまだ1年そこそこですから、改善点があつてしかるべきだし、現場は現場で全然慣れていないわけですから、当然問題が出てくるものです。

だけれども、先ほど質問がありましたが、2か月たって初めて納品されるということなら、今のこのスピードの時代に納入者としては失格です。だから、そういうところにもっと学務部は光を当てて、それを相手方に対して、アウトソーシングのところに対してははっきりとした声として出すべきなのです。もしそれに従わなかったらそこをやめる、ほかのところを競争してやらせるということなのではないですか。

【委員】 私は、これはアンケートになっていないと思うのです。非常に恣意的なものを感じます。調査結果からの全体的な評価でア、イというのがありますが、肯定

的な意見があった、否定の方は1行ぐらいで、しかし、グラフを見るとほとんど否定なのです。

それで、何を恣意的なものを感じるかというのと、一つに、アンケートの選択肢が変なのです。「良好」というのがあれば「不良」というのが当然あるはずなのです。ところが、「良好」の次が「普通」ですね。それで、小学生の通信簿じゃあるまいし、「もう一步」って何か不気味ですよ。挙げ句に、「改善必要」、「無回答」になっているのですけれども、この場合、完璧にアンケートのやり方が間違っていて、例えば、学校経営支援センターができて、以前より学校の実態に応じたきめ細かな支援を受けることができましたかと聞くのです。そうしますと、「できた」という選択肢があって、「できない」という選択肢があるはずなのです。必ずアンチテーゼがないといけないのが、全部こちらに寄ってしまっているのです。この選択肢であれば、多くの人たちが「普通」に丸をつけるのは予測できたはず。つまり「普通」というのは、良くもないけど悪くもないよな、まあこんなものかというので、だから、圧倒的に「普通」が多いわけです。

このアンケートの中で、学校経営支援センターができて、以前より異動ヒアリング等において校長の人事構想を実現しやすくなったという項目で、55パーセントの良好が出ているというのはとても評価すべきだと思います。もしかしてこれはもっと多いぐらいかもしれないと思うのですが、ほかに関していうと、これは全くアンケートの形になっていなくて、これを見て何か一生懸命読み取ろうとする方が無謀なので、やはりこれは、しやすくなったという肯定的な質問にするのではなくて、できましたかということにして、できなかった、できたと答えさせるか、肯定的なこういう質問をするのであれば、「良好」、「やや良好」、「やや不良」、「不良」というようにすべきだろうと思います。だから、私は、これはあまり当てにならないなと思いました。

それで、「普通」というのは、これで考えた場合はすべて否定的な意見としてとらえた方が今後のために良いのではないかという気がいたします。

【委員長職務代理者】 今、委員が言われたように、アンケートというのはそういうものだと思います。アンケートの立て方は、どこにアンケートをとる方の意思があるかということによって決まってくるわけです。だから、サービス業では、あくまで

もそれを利用する人の視点で物を見るわけですから、その人たちがどういう評価をしてくれるかということがむしろ知りたいと考えます。そうすると、もう少しアンケートの立て方をじっくりみんなで考えて、その後、改善するところを具体的に聞くのが一番いいと思います。それが丁寧なことだと思うのです。

【委員】 意見だけ述べさせていただきます。

このアンケートは学務部がやって、学務部がいかに仕事をしているかということここに表したものであって、その点は高く評価します。学務部としてです。行政職として一生懸命やったということをしてPRすることに貢献するアンケートということは高く評価します。

私は、二つ言いたいことがあるのですが、一つは教育内容というものが非常に問題ということ。学校ですから当然のことですけれども、教育内容はここには入っていませんので、今日は教育内容についてはお話しませんが、この間、未履修の問題がありました。しかし、学校経営支援センターで対応しきれなかった。指導部長のお手を煩わせるってはおかしいけれども、そういうことになってしまった。それでは学校経営支援センターの意味がない。つまり未履修の問題でも、教育内容という点について本当に学校経営支援センターが校長を支援していることになっているかどうかということが大切であって、特にいろいろな会合のときに、意見の強い校長が話したときに、指導するってはおかしいけれども、支援する側がやり込められるというようなことがあるかもしれない。もしあったら、それは良くないことだし、意見の弱い校長に対してああしろこうしろというようなことを言うことも良くないことだし、強い校長に対してどうするか、弱い校長をどう助けるかということを含めて、指導内容、教育内容についてどうなっているかということ、こちらの方が骨子ですから、一番大事なことです。それを次に出してもらいたいと思います。教育内容についてはどうなっているかということも私は知りたいのですが、これが非常に問題があるのではないかと思います。これ以上に大きな問題になるのではないかと思います。

もう一つ、これはあくまで私の個人的な希望ですけれども、学校から事務職の数を減らして合理化したけれども、やはり各学校に事務の仕事が多いから、ある程度人を配置していただきたいと思います。しかし、それは経費削減の折に逆行するのではな

いかという意見があるかもしれませんが、あまりにも合理化を進めたために、学校が非常に疲れているということは否めないはずで、行政職には分からない、教員系でないと分からない悩み、苦しみというものがあつたら、それを吸い上げることが必要で、事務の仕事の効率化ということで、一元化して物品の購入の値段が安くなって、いいではないかという面もありますが、各学校には各学校の事情があるから、それを配慮していただければと思います。一応議事録にそのことを残しておきたいのですが、何か意見ありますか。

【学務部長】 各学校の事務については、引き続き学校経営支援センター等との役割分担の見直しを行います。その中で、役割分担の結果、もしどうしても学校の負担が多いということであれば、またそれは考えなければならない。役割分担の整理をさせていただいた上で判断させていただきたいと思います。

【委員】 今度は、指導というのですか、教育内容についても、これでいいのかどうかということも出してきていただければと思います。

【委員長職務代理者】 今言ったようにまだ1年ですから、やはり現場の声をすくい上げていただきたいと思います。ただ、この中で、校長先生が人事構想について非常にいい評価をしてくれています。これは、この8年間、私たちがやってきたことです。そういう意味で、校長先生が中心になってこれだけの評価をしてくれたというのは、成果としては非常に大きいという感じがします。

ただ、さっき言ったように、個々の学校によって全部事情が違いますし、それをやっている人によってまた変わりますから、かゆいところに手が届くような指導をしていくというのが必要だと思うのです。それと、やはり最終的にはどういう教育が行われているかということは、今、委員が言われたように一番大切なことであって、それから、質問事項を、もう一つ視点を現場に落としてみて考えるということをしていただきたいと思います。

そういうことでよろしいですか。――〈異議なし〉――どうもありがとうございました。それでは、報告事項（3）につきましては報告として承りました。今後改善をしていただきたいと思います。

(4) 平成18年度卒業式及び平成19年度入学式の実施状況について

【委員長職務代理者】 報告事項(4)平成18年度卒業式及び平成19年度入学式の実施状況について、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 平成18年度卒業式及び平成19年度入学式の実施状況がまとまりましたので、報告をさせていただきます。お手元の報告資料(4)の2枚目に平成18年度の卒業式、その裏面に平成19年度入学式の詳細が記述されているものを付けさせていただきます。

最初に、平成18年度卒業式の実施状況でございますが、平成18年度の卒業式につきましては、小学校1,328校、中学校636校、高等学校276校、盲・ろう・養護学校53校で実施をいたしました。

国旗掲揚の状況でございますが、これにつきましては、実施指針に基づきまして都立学校及び区市町村立の小・中学校、いずれも全校で壇上正面に国旗及び都旗等を掲揚しております。

国歌斉唱の状況につきましては、都立学校では音楽科の教員がない学校やピアノが会場にない学校を除きまして、全校がピアノ伴奏、ブラスバンドによる伴奏で実施したところでございます。

卒業証書授与の状況につきましては、舞台のある会場で実施した全校が実施指針に基づきまして壇上での授与を行いました。

教職員の状況でございますが、国歌斉唱時の不起立は、高等学校24校26名、盲・ろう・養護学校が5校5名、中学校が2校2名ございました。ピアノ伴奏拒否につきましては、高等学校2校で2名がございました。

続きまして、平成19年度の入学式の実施状況でございます。まず実施校数でございますが、小学校1,321校、中学校630校、区立中等教育学校1校、都立中学校2校、都立中等教育学校2校、都立高等学校232校、特別支援学校53校で実施をいたしました。

国旗掲揚の状況につきましては、実施指針に基づきまして、都内全校で壇上正面に国旗及び都旗等を掲揚しております。

国歌斉唱の状況につきましては、先ほど説明いたしました卒業式の状況と同様でござ

ございます。

教職員の状況でございますが、国歌斉唱時の不起立は、高等学校6校6名、特別支援学校1校1名でございました。

以上がこの春行われました卒業式、入学式の実施状況でございますが、今春行われました卒業式、入学式に一部不起立の教員がおりまして、その数は昨年度とほぼ同数でございました。その他、生徒に不起立を促すなどの不適切な指導は行われておりませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

【委員長職務代理者】 ただいまの報告事項について、指導部長の説明がありましたが、何か御意見、御質問はありますか。

【委員】 質問があります。卒業式、高等学校不起立24校26名と資料1枚目に書いてありますが、2枚目の資料を見ると、高等学校不起立25校と書いてあります。1校違うのは、どういうことなのでしょうか。

【指導部長】 これは、同じ学校の定時制課程と全日制課程の両方で不起立があったということでございます。

【委員長職務代理者】 ほかに何かありますか。これは全部公開しますね。

【指導部長】 はい。

【委員長職務代理者】 いいですか。——〈異議なし〉——それでは、報告事項（4）については報告として承りました。

（5）主幹の任用、配置等の見直しについて

【委員長職務代理者】 では、報告事項（5）主幹の任用、配置等の見直しについて、人事企画担当部長、説明をお願いいたします。

【人事企画担当部長】 報告資料（5）主幹の任用、配置等の見直しについてでございます。現在、国会で教育関連3法案の審議が行われておりまして、このうち学校教育法改正案では、学校に主幹教諭などの新しい職を設置できるようにするということが改正目的になっております。都におきましては、平成15年度から学校の組織的課

題解決能力の向上を目的にしまして、学校に主幹を設置し、順次配置を進めて、その定着を図ってきたところです。導入後、既に4年を経過しまして、都における主幹制度の成果と課題について検証を行った上で、今回、その改善に向けた具体的方策を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

初めに資料の左側の現状のところでございますが、1の配置状況でございます。制度導入時、平成15年度に立てた配置計画では、小・中学校につきましては平成19年度までの5年間で、高校と特別支援学校につきましては平成21年度までの7年間で配置計画を達成するとしていたのですが、現在の充足率は7割となっております。

次の2の選考実施状況ですが、こちらにありますように、受験者数が減少しております。受験資格のある年齢層の人が減っているということも一つの要因となっておりますが、現実には減っておりまして、倍率も現在は1.1倍ということで、特に問題がある人でなければ合格するという状況となっております。

こうした状況を受けまして、昨年秋に学校長、区市町村教育委員会事務局に対しまして、主幹制度の成果と課題につきましてアンケートを行いました。その結果ですが、まず制度そのものにつきましては、効果のところにありますように、回答した校長の約87パーセントの方が、学校の組織的課題解決能力向上に効果があったと、積極的なプラスの評価をしておりますが、確かに課題も出ております。何故主幹選考を受けないのかという理由について聞いたところ、主幹の多忙感、異動に対する不安、責任に応じた処遇上のメリットがない、このような意見をいただいております。改善策としてどのようなことが考えられるかと問うたところ、校務分掌や主任兼務の在り方の見直し、異動基準の見直し、選考受験資格の緩和などを挙げる意見が多数ございました。

こうしたことから、改めまして課題を大きく三つに整理をいたしました。1点目が主幹配置計画の達成ということですが、更に分けますと、選考制度を見直すべきではないか、異動基準を見直すべきではないか、設置数そのものをもう一回見直した方がいいのではないかという課題でございます。

2番目に校内体制の整備としまして、主幹の任務を改めて明確化をしていく必要があるのではないか、主任兼務の弾力化、持ち時数軽減の弾力化、そして、能力開発を更に進めていく必要があるのではないかという課題でございます。

大きな3つ目として処遇の改善。このように大きく課題を整理したところです。

これらの課題につきまして、それぞれ今回、改善に向けた具体的な方策を現時点で取りまとめたものでございます。

初めに1番目の主幹配置計画の達成に関連してですが、まずは主幹を担うにふさわしい人材、他の教員からも一目置かれるような実力のある人材がまだまだ現場には埋もれておりますので、そういう人たちを区市町村教育委員会、校長と連携しまして発掘し、育成していく。当然ですが、これが基本になろうかと考えております。その上で制度上の見直しをしまして、ここに三つまとめました。

1点目が選考の見直しということですが、受験資格の年齢の下限を2歳引き下げまして、現在、38歳以上となっているところを36歳から受験可能なように緩和いたします。

それから、受験資格の中で、現在、都の教職経験10年以上となっておりますが、都をとりまして、教職経験10年以上といたします。これは、他県あるいは私立学校で教職経験のある人につきましても同等の受験資格を与えまして、すぐれた人は早期に主幹に登用していきたいということで改めるものです。ただ、括弧にありますように、主幹選考は基本的に業績評価に基づいておりますので、都の経験3年目以上という条件を付けます。現実に都内の公立学校での業績はどうなのかということを見る必要がございますので、この条件は付けることにいたしました。

三つ目が教育管理職選考との関係ですが、B選考というのは中堅教員の中から管理職に登用するものです。こちらについて、現在は主幹でなくても受けられる形になっているのですが、これを主幹に限定したいと考えております。これは限定する方向ですので、いきなりというわけにはいきませんので、今年、予告をしまして、来年度の選考から実施したいと考えております。

次が異動基準の見直しですが、現任校昇任者の在職可能期間は現在3年となっておりますが、これを5年に延長いたします。多くの校長先生からの自分の学校で育成した主幹をもう少し活用させてほしいという要望にこたえるものでございます。

次の設置数の見直しですが、当初つくりました主幹配置計画では、校種ごとに一律に設置数を決めておりますが、今回、管理スパンを考慮しまして、学校規模に応じた

適切な設置数に見直したいというものでございます。具体的には、小学校では現在、すべての学校に2名配置となっておりますが、これを11学級以下、つまり学年によっては1学年当たり2学級を欠けるという状況ですが、11学級以下の学校では1名に、中学校では現在、すべての学校で3名配置となっておりますが、これも8学級以下の学校については2名とするように改正をいたします。

次に、大きな2番目の校内体制の整備の関係ですが、1番目が任務の明確化ということでございます。先ほどアンケートの結果を御紹介しました中に、主幹の多忙感、あるいは負担感が大きいという問題がございました。これについて追跡調査を行いまして、どうして負担感、あるいは多忙感があるのかということを知ったところ、学校によって様々なケースがありましたが、多く見られましたのは、本来、副校長から主幹に、主幹から一般教員に業務を割り振るべきところを、管理職である副校長の指示が不明確、あるいは丸投げのような形であったり、主幹から一般教員にこの仕事をやってくださいという的確な指示を出せなかった、あるいは一般教員が非協力的で、結果的に主幹が全部かぶる、このような状態になっている学校がございました。こういったところを改めまして、学校の中で管理職、主幹、一般教員の間で的確に業務の分担が行われるよう、制度の趣旨を改めて周知していきたいと考えております。

また、学校や教育委員会での事務改善ということが現在、非常に重要になっております。学校におきまして教員の仕事というのは、かなり慣習に基づいている部分が多いわけですが、改めて教員の職務を分析しまして、より効率的な執行方法が何なのか検討していきたいと考えております。これにつきましては現在、教育庁内で検討組織を立ち上げ検討を進めておりまして、これは学校だけではなくて教育委員会の仕事のやり方にもかかわってまいりますので、早期に具体策を取りまとめていきたいと考えております。

次が主任兼務の弾力化ということでございます。現在、小学校であれば教務主任と生活指導主任というように主幹が兼務する主任を固定化しておりますが、これにつきまして、学校の特性を考慮して兼務の弾力化を認めてまいります。

次の持ち時数軽減の弾力化ということでございます。現在、主任に対して校種ごと、あるいは主任の種類ごとに授業の1週間の持ち時数を何時間軽減するかを決め、そこ

に非常勤講師を充てているわけですが、これについて、学校の枠内で時数軽減の割り振りができるように、その意味で弾力化を図っていきたいということです。

次の能力開発の推進ですが、まず主幹に対する研修の充実を図ります。また、管理職に対しましても、制度の理解を深めるための取組を進めてまいります。これまで主幹の職務はどういうものなのかということは研修でやってきたわけですが、既に制度導入後4年たっておりますので、主幹を導入してこのように成果が上がったという学校の先進的な事例を紹介するような形で具体的な研修をやっていきたいと考えております。

それから、中には主幹選考に受かって、残念ながら能力的に課題のある主幹もおります。このような人については、まずは配置校での指導・育成を徹底していきたいと考えております。しかしながら中には、健康、あるいは家族の状況でやむを得ない場合もございますので、そういったところは、本人希望による降任を認めております。

最後に処遇の改善ですが、これについては折に触れ御報告いたしましたが、主幹と一般教諭との処遇の差が、現行では年収ベースで25万円程度ですので、これを広げていく必要があると考えております。主幹の職責に応じた給与水準となるように、引き続き東京都人事委員会に対して要望、働きかけをしていきたいと考えております。

以上、今回まとめました具体的方策を着実に実施しまして、まずは配置計画の達成を図り、主幹制度が学校経営に資するよう、一層効果的な制度となるように運用していきたいと考えております。

報告は以上です。

【委員長職務代理者】 どうもありがとうございました。今の報告について御意見・御質問はありますか。

【委員】 真ん中の課題の2の校内体制の整備というところに、副校長から主幹、主幹から一般教員への的確な仕事の割り振りが行われず、主幹に仕事が集中してしまっていると書いてありますね。ですから、当然、具体策のところでは任務の明確化と書いてはありますが、この辺のところを校長先生、副校長先生にはっきりさせないと、主幹になったら雑務が全部来るなどということになったら、せっかくの主幹の制度というのがうまく運用できないのではないかと思います。

もう一つは、いわゆる教員としての指導上の立場と、組織をマネージするという立場と、上へ行けば行くほど二つあると思うのです。組織をマネージすることについて、この間、東京都で副校長が2人いる学校が4校と伺いましたが、あれは高校ですか。

【人事企画担当部長】 それは小学校です。

【委員】 この基準というのが、学級数で決めているとのこと。つまり、学級数が29学級以上ないと副校長は2人置けないと。副校長がいいかどうかは別にして、顧問でもいいから、内部のマネージをするような人は、別に学校の教員の資格がなくても、アウトソーシングする。特に60歳定年で、力が余ってシニアボランティアなどで海外に行っているような人はたくさんいるわけです。そういう人を副校長格として、内政をやる、マネジメントの方をやる。教員の指導などは資格がないとだめでしょうから。そういうようなことをしないといけないと思います。主幹1.1倍などというのは手を挙げたらみんな入れるということでしょう。しかも、充足率は高等学校はまだ6割にしかかかっていない。それで組織のマネジメントがうまくいくとは思えないので、これはこれでいいのですが、その辺の弾力的な方策も含めた全体の学校のマネジメントはどういうふうにしてやっていけばいいのか、私が申し上げたような提案も含めて検討していただければと思います。

以上です。

【人事企画担当部長】 おっしゃられましたように、外部人材の活用というのは今後考えていく必要があるだろうと思います。教員の定数については、今、国でも問題になっていますが、実は非常に縛りがございまして、人件費が1人1年で1,000万近くかかるということがありますので、そう簡単に定数を増やすことはできないと考えておりますが、現在、ちょうど団塊世代の退職時期ということでございますので、いかにしてそういう人たちの中から、授業を助けるという役割を果たしてもらう人や委員のおっしゃられましたようなマネジメントの方で校長、副校長の補佐になるような人を選んで活用していく、そういったこともできないだろうかということも含めて考えていきたいと思っております。

【委員】 その場合に必要なことは、職務分担をはっきりさせるということであっ

て、それがはっきりしていないと、来た人が何をしたらいいかわからないわけですから、そういったことも含めて、思い切った組織マネジメントに対する考えを学校教育の中でどうするかということをも是非検討してもらいたい。

【委員】 これは非常によくまとめてあって、説明も丁寧だったし、非常によかったと思います。

二つばかり申し上げておきたいと思うのですが、改善に向けた具体的方策とありますね。その中の2に校内体制の整備とあって、(1)の2番目に、「学校、教育委員会における、より効率的な業務執行体制の確立に向け」とあります。先ほど説明を聞きましたら、今までどおりの慣習といったもので余計なことをやっていないか。やめるべきものはやめて楽をさせようというように私は説明を受け取ったのですが、非常にいいことです。画期的なことであって、できるだけ教師本来の仕事に専念できるように、データとかアンケートとか、そのようなものは省くように心がけていって、そういう体制がつくられればいいと思います。

それから、3、処遇の改善とあるのですが、要するに、主幹になるとか学校の先生、校長になる人が少ないということは、一番大きなことは、やはり教師とか主幹、副校長、校長を含めて、教師の地位が低下したということだと思います。教師になって校長になっても、つまらないというわけではないのですが、心の中で、おれが校長になったんだ、おれが主幹になって、これから校長になって教育界を引っ張っていくんだということと、私が言うのもおかしいけれども、例えばこの部屋にいる人たちは、校長から見たら、あるいは主幹から見たら雲の上の存在ばかりで、つまり、あまりにもそういう人が多い。多いということは、それだけ教員の地位が下がっているということです。ですから、確かに給料という面が問題になるかもしれない。これは非常にいいことだと思うのですが、そうではなくて、もう少し違うことがあるのではないかと私は思うのです。その辺も考えていただいて、よりよい改善策を期待したいと思います。

【教育長】 委員がおっしゃられるように、確かに教員のステータスは下がっていると思います。新聞等を見ても、教員は超勤を毎月20時間やっているのだけれども、月8時間分しか出ていないとか、あるいは、いろいろな事件、事故が起こると学校が

悪いんだ、先生たちが悪いんだとされています。こういう暗い面ばかり強調されて、これが端的に反映されていたのが、この春の大学入試の教員養成系大学の志望倍率が落ちてしまったということです。私どもも努力しますが、マスコミなどにも協力していただかないと、本当に優秀な教員というのは今後出てこなくなってしまう可能性もあります。国の方でも教員の処遇をどうするかというのを中央教育審議会等で検討していますが、抜本的に変えないと、極端な話、例えば昔の師範学校のような制度でもつくらないと、優秀な先生というのは将来出てこないのではないかという危惧、危機感も持っていますから、是非、どこかで機会あるごとに先生というのは楽しいんだ、いいんだということの宣伝をお願いしたいと思います。

【委員】 大学に対する交付金を減らすというようなことが、新聞に出ていました。あれを見ると、増える方はほんの20校ぐらいで、放っておいても増えそうな東大とか京大とかは出ていますが、減る方は下から見ると、どこどこ教育大学でしょう。ということは、教育関連の大学はあまり効率的ではないという見方です。これは由々しきことです。文部科学大臣は否定したようですが、教員の質の向上とともに、昔は地域に行けば、学校の先生と村長さんと駅長さんというのは一番偉かったというくらいに社会全体の意識を変えていかないと、おっしゃるとおりだと思います。我々もできるだけ努力はします。

【委員長職務代理者】 この問題は、現状ではやはり意識改革ができるかどうかということだと思います。先ほどの支援の問題でも出たように、校長先生がそういうものを評価し始めてやってきました。校長先生の意識改革が随分進んでいると思うのです。私はやはり副校長だと思うのです。会社などでも皆同じで、やはりトップの次につく人、各部門の中でも部門長の下につく人が2人とか3人いて、その人たちの中からまた次の者が上へ上がっていくわけです。副校長の育成ということはとても大切だと思うのです。せつかく4年間やってきて、国よりも4年間先行しているわけですから、具体的に、主幹や副校長を集めて話をするとか、再教育していくことなどが大切だと思います。

それと、やはり処遇の点は、これは絶対処遇をすべきです。やはりそれだけの責務が高くなるわけで、このごろの若い人たちは、そういう責務は負いたくない、ただ、

自分が楽に幸せに暮らしていけばいいという考え方が強いけれども、特に教育などにかかわる人たちにそういう意識を持たせるということがすごく大切なのです。それには目に見える形で処遇もしてあげなければいけないと思うのです。それはむだを省いてそちらへ回せばいいので、処遇を考えるとすることは絶対必要だと思うのです。昔は10万多くもらったから、20万もらったからということではなかったかもしれませんが、私はそれだけの責任にこたえるべきだと思うのです。

私は今、都の関係する企業に入ってみて感じるのは、60歳を過ぎて、特に先生方はさっとやめて、後は、楽しんでやっていく人が多い一方、都のOBをうちでは雇っていますけれども、やはり働きたいという人がいるのです。奥さんも働いてくださいという人もいて、こういう人を入れながら、若手の育成というものもやっているわけなので、先ほど委員も言われたように、外部の人材の活用は絶対やるべきことだろうと思います。5年ぐらいの間、団塊世代の退職者が出てきますから。

昔のやり方がみんな悪いわけではなくて、昔のやり方もいいことはたくさんあるわけで、改革というと常に革新的なことを言っていればそれで済むと思っているけれども、いいところの伝統というのは引き継いでいかないといけないと思います。60何年間の戦後というのは、それを忘れた部分がとても多いのです。もう少し日本人というのはバランスをとるのがうまい国民だと思いますから、そのようなバランス感覚を持たせるということは非常に重要だと思うのです。それには、この4年間で現場が分かったわけですから、どういう具体策をしたらいいのかという提案は、我々より現場の声の分かっている教育委員会事務局にもしてもらいたいと思います。それに対して教育委員会は、もっと知事にこれだけの予算を増やしてほしいとか、ほかのところを減らしてこれだけ持ってきてくれということは言えるわけですから、そのような形でこれから進めていただければと思います。改革は進んでいるわけですから。しかし、せっかくつくったシステムがうまく動いていないというのは、何かどこかに欠陥があるわけです。あるいは改善すべきところがあるわけです。普通の企業だったら、それを改善しなかったらつぶれてしまいましたが、学校はつぶれません。そういうことだと思うのです。

それから、私はマスコミに対する批判もしていますが、マスコミも自分の律するべ

きことは律するというような自浄作用というのは必要だと思います。マスコミの中でもいろいろな問題が出てきているでしょう。これは何もマスコミだとか、教育委員だとか、一般企業とか、議員だとかという問題ではないのです。日本人自体の中にそういう病根ができてきているというのが、今、世の中をおかしくしているのだと思うのです。それはみんなの協力を得ながら、マスコミに対しても何が教育界で起こっているかという実態を、もっと透明性を高めて出すべきだと私は思っています。そうすれば協力してくれると思います。隠すことは決して良くないと思います。

教育委員会もそういう意味では、常に国よりも先にやろうというのは我々の8年間やってきた結果ですから、是非我々もそれに対して協力しようと思うし、進めていきたいと思えます。大変な仕事だけれども、よろしく頼みます。

それでは、今の件、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告事項（5）につきましては、報告として承りました。これで報告事項は終わります。

参 考 日 程

（1） 定例教育委員会の開催

6月14日（木）午前10時00分 教育委員会室

6月28日（木）午前10時00分 フロラシオン青山

（2） 教育委員懇談（集中討議）

6月28日（木）午後 フロラシオン青山

（3） 全国都道府県教育委員会連合会

委員長・教育長協議会理事会

6月26日（火）午後 フロラシオン青山

【委員長職務代理者】 今後の日程について、政策担当課長、お願いいたします。

【政策担当課長】 それでは、今後の日程について御案内申し上げます。

定例の教育委員会でございますが、今回は6月14日木曜日でございます。場所はこ

の教育委員会室で、開始時刻については午前10時を予定しております。次々回は6月28日木曜日となります。場所はフロラシオン青山で、開始時刻については午前10時を予定しております。なお、この日は午後、集中討議もお願いしたいと考えております。

また、6月26日には、全国都道府県教育委員会連合会、委員長・教育長協議会の理事会が予定されております。

日程については以上でございます。

【委員長職務代理者】 特に6月の日程については、早目に御報告しておいてください。そのほか、何か発言はありますか。

【学務部長】 都立高校における麻しん（はしか）の状況について、最新の情報をお話しさせていただきます。

5月22日現在でございますが、学校数113校、321人の発生を見ております。

臨時休校を実施した学校数は11校で、うち学校閉鎖9校、学年閉鎖1校、学級閉鎖1校という状況でございます。

都立高校に対する対応でございますけれども、設置者といたしまして、全都立学校の児童・生徒のうち、麻しんワクチンが未接種、未罹患の者に対しまして、7,000人程度を想定しておりますが、5月いっぱいワクチン接種を実施して、拡大を防ぐということで進めております。

区市町村立学校についても基本的な同様の方策で進めている状況でございます。

報告は以上です。

【委員長職務代理者】 ただいま、はしかの状況について報告がございましたが、何か質問はありますか。

【委員】 はしかで重体になったというようなことは今のところありますか。

【学務部長】 死亡はございませんが、入院している者はかなりおります。

【委員】 かなり多くの人数ですか。

【学務部長】 はっきり数は出ていませんが、発症者のうち入院者数は数パーセント、多くて10パーセントという状況です。

【委員長職務代理者】 それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時30分)